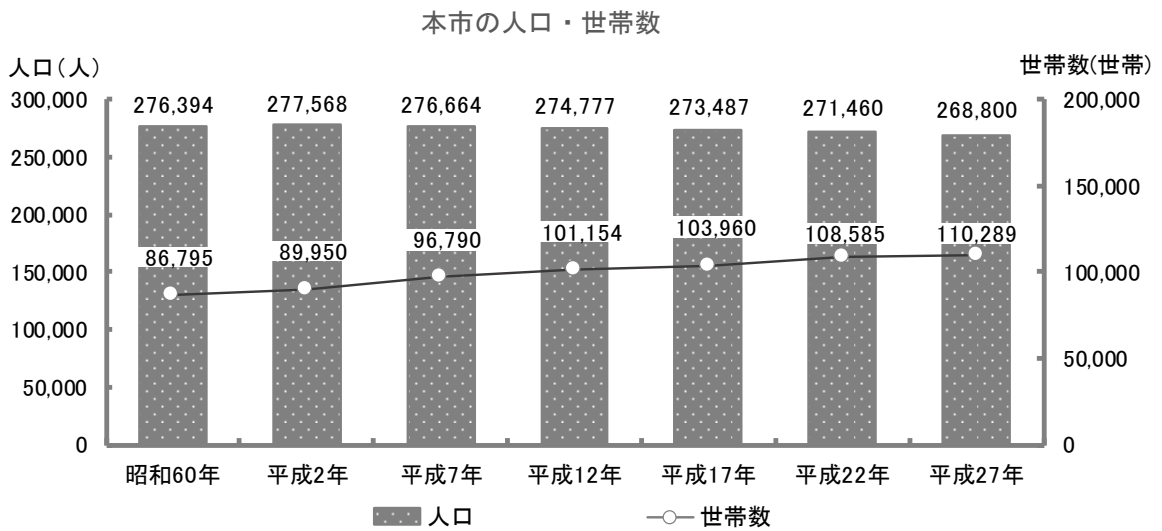


# 資料編

## 1 統計データ

### (1) 本市の人口・世帯数

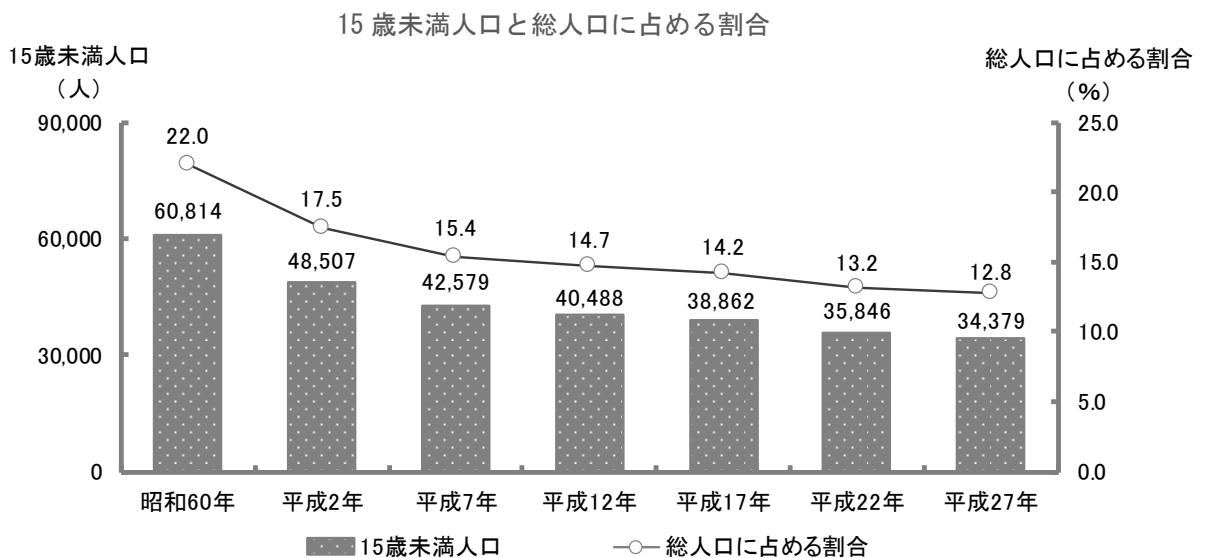
本市の人口は減少しており、平成27年（2015年）では268,800人となっています。また、世帯数は増加しており、平成27年（2015年）では110,289世帯となっています。



資料：国勢調査

### (2) 15歳未満人口と総人口に占める割合

15歳未満の人口をみると、減少しており、平成27年（2015年）では34,379人となっています。また、総人口に占める割合も減少しており、平成27年（2015年）では12.8%となっています。

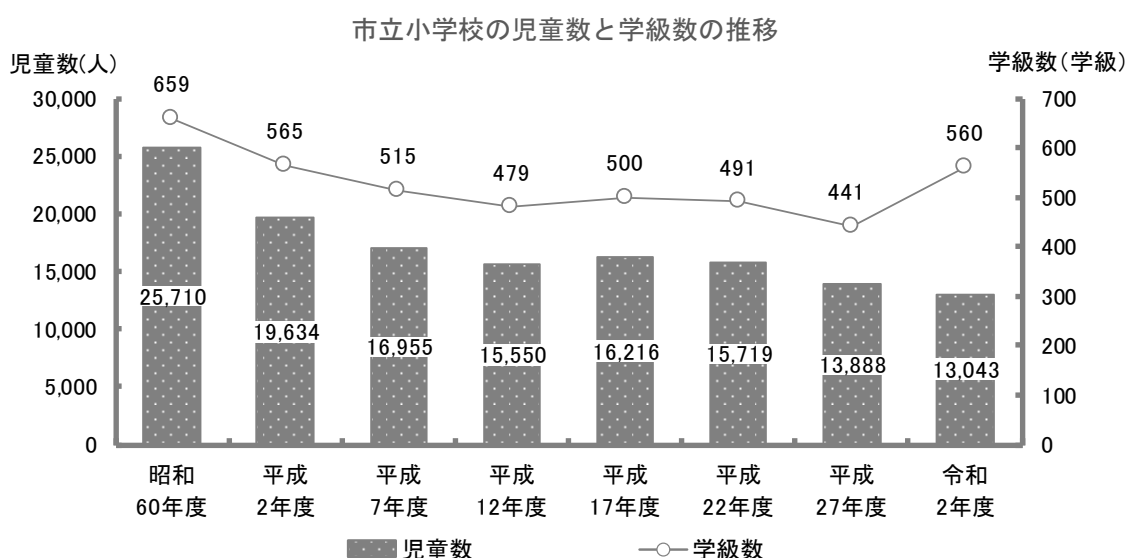


資料：国勢調査

### (3) 市立小学校（義務教育学校前期課程を含む）の児童数と学級数の推移

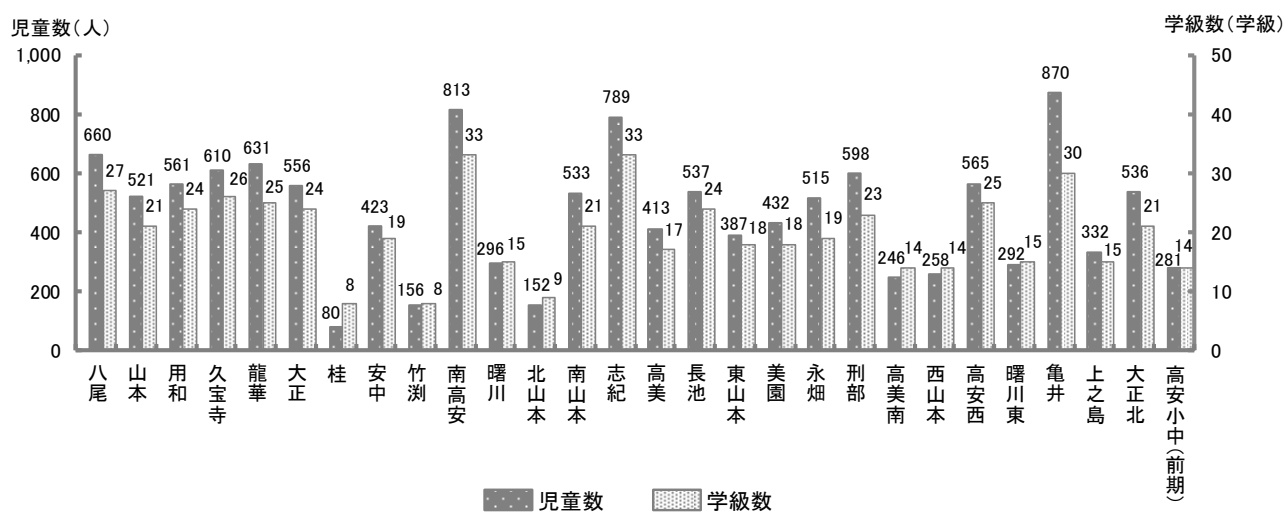
市立小学校の児童数と学級数の推移をみると、児童数は減少傾向にあり、令和2年度(2020年度)では13,043人となっています。また、学級数は平成27年度(2015年度)までは減少していましたが、令和2年度(2020年度)では増加しており、560学級となっています。

令和2年度(2020年度)の小学校別児童数・学級数は、児童数の多い学校と少ない学校の差が大きくなっています。



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

#### 令和2年度（2020年度）の小学校別児童数・学級数



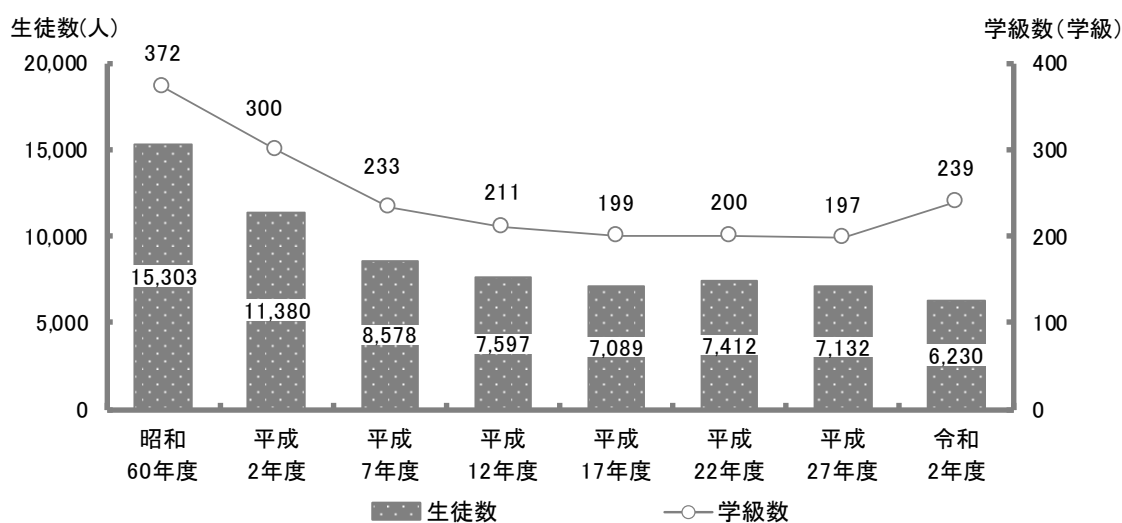
資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

#### (4) 市立中学校（義務教育学校後期課程を含む）の生徒数と学級数の推移

市立中学校の生徒数と学級数の推移をみると、生徒数は減少傾向にあり、令和2年度（2020年度）では6,230人となっています。また、学級数は平成27年度（2015年度）までは減少していましたが、令和2年度（2020年度）では増加しており、239学級となっています。

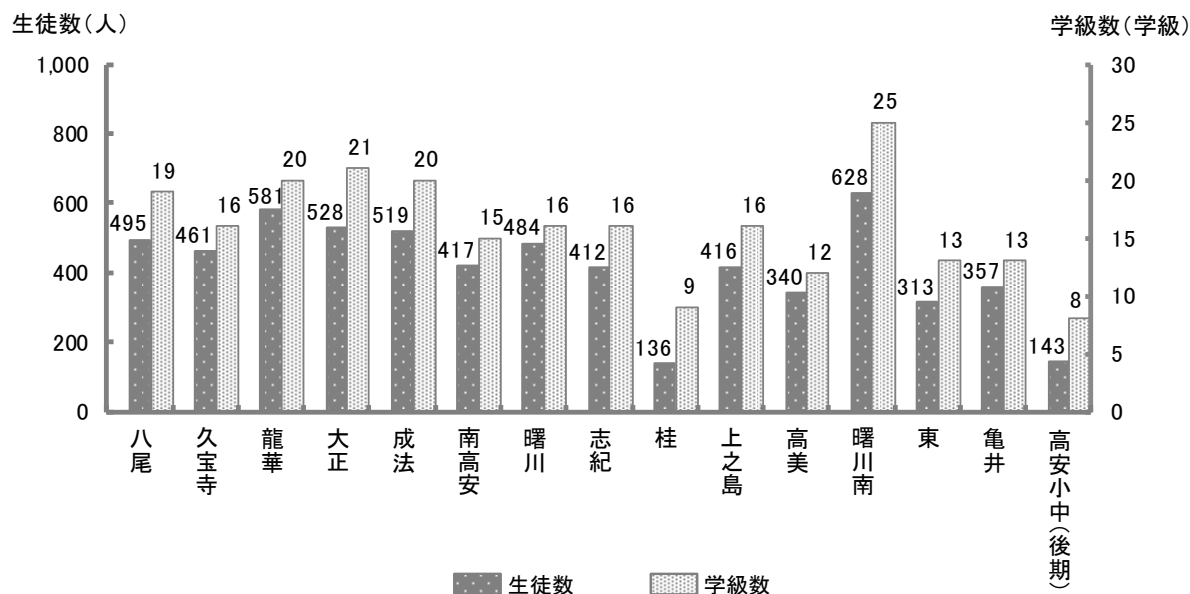
令和2年度（2020年度）の中学校別生徒数・学級数は、生徒数の多い学校と少ない学校の差が大きくなっています。

市立中学校の生徒数と学級数の推移



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

令和2年度（2020年度）の中学校別生徒数・学級数



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

## 2 八尾市教育振興基本計画審議会規則

平成27年7月22日教育委員会規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和34年八尾市条例第195号）第2条の規定に基づき、八尾市教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会についての必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、八尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 八尾市教育振興基本計画（以下「振興基本計画」という。）の調査、審議に関すること。
- (2) その他教育委員会が振興基本計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る答申を行う日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長は副会長を指名し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面等による審議)

第7条 会長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代えることができる。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係のある者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育総務部教育政策課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月15日教委規則第1号）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(発令)

2 この規則の施行の際、現に担当にある職員は、特に辞令を用いて発令された者を除き、辞令を用いずに、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）をもって当該課係長として発令されたものとみなす。

3 この規則の施行の際、現に主査にある職員は、特に辞令を用いて発令された者を除き、辞令を用いずに、施行日をもって当該課主査として発令されたものとみなす。

4 この規則の施行の際、現に次の表の左欄に掲げる部課係に属する職員は、特に辞令を用いて発令された者を除き、辞令を用いずに、施行日をもってそれぞれ対応する同表右欄に掲げる部課に属すべき職員として発令されたものとみなす。

旧所属			新所属		
生涯学習部	教育政策課	総務係	教育総務部	総務人事課	総務係
//	//	教育政策係	//	教育政策課	教育政策係
//	教育人事課	人事係	//	総務人事課	人事係
//	//	経理係	//	教育政策課	学校園運営室
//	生涯学習スポーツ課	学習推進係	//	生涯学習スポーツ課	地域生涯学習係
//	//	市民スポーツ係	//	//	地域スポーツ係

附 則（令和2年3月27日教委規則第2号）

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月22日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、次に掲げる規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(1)～(4) (略)

(5) 第5条の規定による改正後の八尾市教育振興基本計画審議会規則

(6)～(12) (略)

### 3 八尾市教育振興基本計画審議会委員名簿

(◎は会長、○は副会長 敬称略)

区分	氏名	所属等
学校教育の 関係者	山口 久美子	就学前施設園長
	岡田 匡史	八尾市小学校校長会
	牧野 好秀	八尾市中学校校長会
社会教育の 関係者	森下 明美	八尾市民生委員児童委員協議会
	田中 順治	八尾市社会教育委員
	中浜 多美江	八尾市女性団体連合会
	西田 裕	八尾市自治振興委員会
	松田 直美	一般財団法人 八尾市人権協会
	村尾 佳代子	八尾市青少年育成連絡協議会
	竹ノ株 宏美	八尾市地区福祉委員長連絡協議会
	西谷 嘉津枝	八尾市体育連盟
家庭教育の向上に 資する活動を行 う者	松井 純子	八尾市図書館協議会
学識経験の ある者	吉野 友紘	八尾市PTA協議会
	◎森 久佳	大阪市立大学
	○赤松 喜久	大阪教育大学
その他教育委員会 が必要と認める者	○中道 厚子	大阪大谷大学
	卯川 美樹	公募市民
	新開 ちあき	公募市民

## 4 八尾市教育振興基本計画の策定経過

実施日	会議等	内容
令和2年 8月4日(火)	八尾市 教育振興基本計画審議会 (第1回会議)	○八尾市教育振興基本計画審議会の運営について ・会長及び副会長の選出 ○八尾市教育振興基本計画策定のスケジュール等について ○八尾市教育振興基本計画策定の方向性について
令和2年 9月18日(金)	八尾市 教育振興基本計画審議会 (第2回会議)	○八尾市教育振興基本計画(素案)について ○その他
令和2年 10月23日(金)	八尾市 教育振興基本計画審議会 (第3回会議)	○八尾市教育振興基本計画(素案)について ○その他
令和2年 11月20日(金)	八尾市 教育振興基本計画審議会 (第4回会議)	○八尾市教育振興基本計画(素案)について ○八尾市教育振興基本計画(素案)の市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施について
令和2年 12月18日(金)～ 令和3年 1月18日(月)	市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施	
※書面開催 令和3年 1月28日(木)～ 2月3日(水)	八尾市 教育振興基本計画審議会 (第5回会議)	○「パブリックコメント実施結果と市の考え方(案)」及び「答申(案)」の確認について ○八尾市教育振興基本計画の答申内容の決定について

## 5 第2期八尾市教育大綱 8つの方針

### ○未来を担う子どもたちの育成

- 家庭、地域、学校、行政等の様々な主体の連携・協働により、子どもたちが、様々な経験や人との関わり、目標に向かって新しい時代を主体的に生きていくために必要とされる力や知識を育みます。
- 相手の立場に立ち物事をとらえ、他者とも互いを認め合いながら自立し、何事にも自ら積極的にチャレンジし、主体的に社会の形成に参画するとともに、地域の人々とふれ合うことで、地域に愛着と誇りを持てる子どもたちを育みます。
- 経済活動等におけるグローバル化の進展の中で、多様な国・地域の文化や課題を知る機会の提供などに取り組み、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」、「誰一人取り残されない」という理念を踏まえた持続可能な社会の実現に貢献できる子どもたちを育みます。
- Society5.0時代の学びの実現に向けた教育ICT環境づくりを進め、子どもたち一人ひとりに個別最適化され、資質・能力や創造性を一層育むとともに、その様な社会で重要となるプログラミング的思考等の情報活用能力を持てるよう育みます。

### ○一人ひとりの人権が尊重される「いじめ」や「虐待」から子どもを守る環境づくり

- 互いの人権を尊重し、あたたかい心でまじわり、ともに認め合うことができる社会の実現をめざします。
- 八尾市いじめから子どもを守る条例の理念のもと、家庭、地域、学校等あらゆる場において、子どもの命を最優先に、子どもの権利を尊重し、市民とともに、「いじめ」の未然防止、早期発見・早期対応・解決に向けた確実な取り組みを推進します。
- 「いじめ」からすべての子どもを守り、安心して生活し、健やかに育つことができる地域社会の実現をめざします。
- 児童虐待防止のために関係機関と連携強化を図り、子どもの人権が尊重され、虐待等から守られる社会づくりへの取り組みを進めます。

### ○すべての市民に寄り添う、切れ目のない子育て支援、教育相談および教育支援体制の充実

- 妊娠、出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない支援により、子どもの育ちと子育てに寄り添い、すべての人が、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めます。



- ・子どもの成長に伴う子育てや教育の悩みなどについて、気軽に相談ができ、必要な情報が適切に得られる体制の構築や機会を提供するなどの取り組みを進め、子育て家庭の孤立を防ぎ、支援します。

### ○子どもたちの学びを支えるセーフティネットの構築

- ・SNS等によるいじめや、学校生活や家庭環境など様々な理由による不登校等、子どもや家庭の抱える課題の未然防止・早期発見・早期解決に向け、関係機関等との連携や専門職による支援といった環境の充実を進めます。
- ・障がいのある子どもたちや日本語指導を必要とする子どもたち、性的マイノリティの人などへの偏見や差別をなくすため、互いに認め合い、高め合う総合的な支援の充実を図り、教育の機会均等を保障し、「共に学び、共に生きる」教育を推進します。
- ・経済的・社会的な状況により子どもたちが進学や修学を断念したり、意欲を失わないよう、必要な支援や、きめ細かな学習指導等を行うとともに、行政・学校・関係機関等による教育相談体制を整えます。

### ○就学前施設における質の高い教育・保育及び小学校教育への円滑な接続の実現

- ・子どもの健やかな育ちのための質の高い教育、保育を実現するとともに、子育て支援の充実をめざし、認定こども園等の就学前施設と小学校の連携強化を推進し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

### ○確かな学力と豊かな心の育成

- ・子どもたちが、安心して学び、着実な学力向上や豊かな人間性、社会性の育成が図れるよう、すべての中学校区で、義務教育9年間の系統性、連続性に配慮した一貫性のある教育活動を推進します。
- ・子どもたちの生涯の基盤となる確かな学力を育むため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進め、教職員が子どもと向き合える時間を確保するとともに、教員一人ひとりの力を高め発揮できる環境を整えます。
- ・自分自身を価値ある存在であると感じ、自分を好きになり、何事にも自信をもって積極的に行動できる子どもたちを育むため、家庭、地域の連携・協働により取り組みを進めます。
- ・すべてのかけがえのない生命を尊び、自然・環境を大切にすることを養います。

## ○健康に生きるための体の育成

- 健やかな体を育成するため、運動に親しみ、体力向上に積極的に取り組めるよう、運動を肯定的にとらえる意識や体力の向上に積極的に取り組み、健康の保持増進を図ります。
- 健康教育や保健教育の充実を図り、健康に関わる課題の解決や健康づくりへの意識を高め、生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、基本的な生活習慣や運動習慣を身につけた子どもたちを育みます。
- 小中学校の給食については本市の実情に即し実施することで、発育・成長期にある子どもたちが望ましい食習慣と食の自己管理能力をさらに高める食育を推進します。
- 食育を健やかに生きるための基礎と位置づけ、家庭と学校が連携して、食に関する知識、食を選択する力、望ましい食習慣の形成を子どもたちに身につけさせることをめざします。

## ○誰もが生涯にわたって学び社会で活躍し、豊かな人間性を育む環境づくり

- 市民が生涯にわたって学ぶことができ、その知識や成果を社会に還元できる生涯学習の機会、情報の提供や図書館サービスの充実を図ります。
- 市民が芸術文化に親しむ機会を提供するとともに、地域における文化芸術活動の推進、芸術文化の振興を図ります。
- 市民が地域に受け継がれてきた文化財等の歴史資産を次世代に継承し、誰もが身近に触れ、郷土の歴史を学べるよう、歴史資産などの保全・活用・発信の充実を図ります。
- 市民がスポーツ・レクリエーション活動に参加できるように活動の場の充実を図ります。

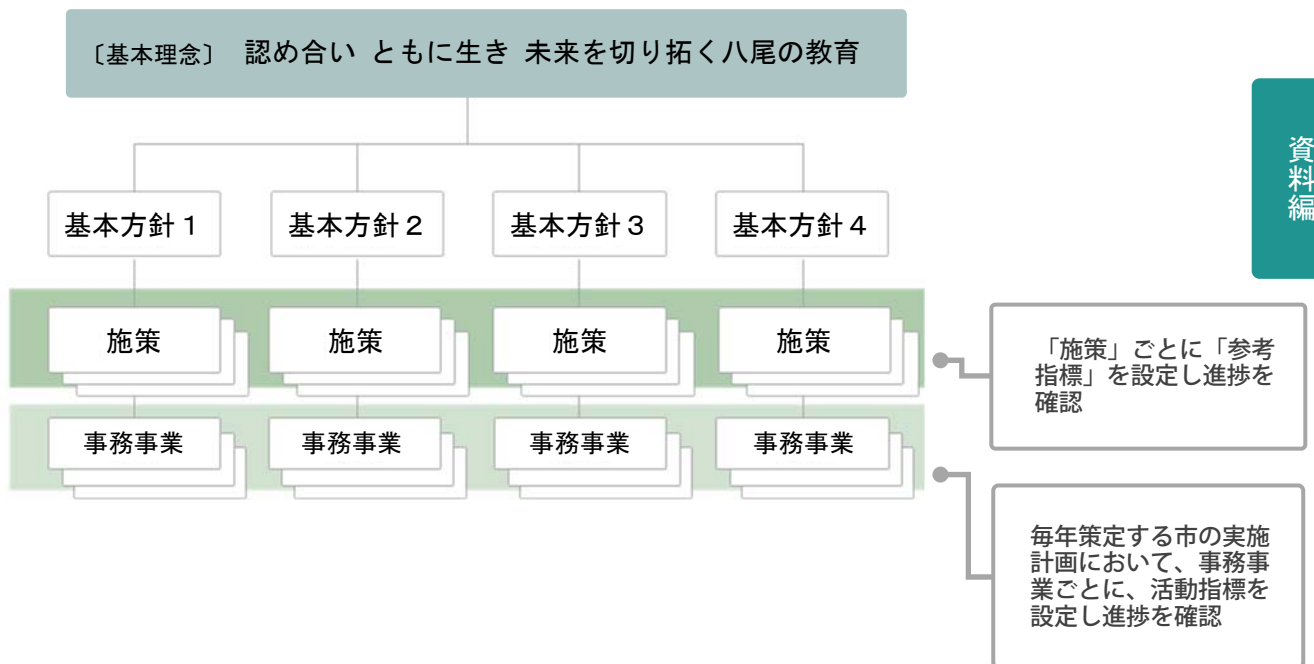
## 6 参考指標

本計画を効果的かつ着実に推進するためには、本計画に掲げられた基本理念や基本方針を踏まえ、社会の潮流や教育を取り巻く環境の変化に的確に対応し、進捗状況を検証しながら、施策を展開する必要があります。

そこで、本計画に基づく施策の達成状況を測る物差しとして、「参考指標」を設定しました。

「参考指標」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により毎年実施している「教育委員会事務の点検及び評価」を行う際の参考とし、施策の進捗状況を把握する規準の一つとして活用します。

なお、設定した「参考指標」は、施策の達成状況を測るめやすの一つであるため、当該施策の評価にあたっては、指標のみに拠ることなく、「施策」に位置づけられる事務事業の進捗状況もあわせて確認し、多角的な視点から施策全体について評価し、事業の内容を随意見直していくこととします。



「全国学力・学習状況調査」・・・上段：小学校6年生、下段：中学校3年生  
「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」・・・上段：小学校5年生、下段：中学校2年生

【基本方針1 夢に向かってチャレンジし、未来を切り拓く力を育成します】

施策	指標の考え方	指標	実績値 (R元年度)	目標値 (R6年度)
1-1 幼児教育の充実	市内就学前施設の質が向上しているか	幼児教育の取り組みに対する評価を肯定的に回答した保護者の割合(%)	92.4	95.0
1-2 確かな学力の育成	主体的・対話的で深い学びが推進されているか	「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができている」と思う児童・生徒の割合(%)	74.1	78.0
			68.8	75.1
	子どもたちの学力が向上・維持できているか	「全国学力・学習状況調査」の全国平均正答率との差(国・数平均値)(ポイント)	-3.7	0
			-2.8	0
	外国語教育が推進されているか	「授業では、英語で話したり書いたりして、自分自身の考えや気持ちを伝え合うことができている」と回答する生徒の割合(%)	54.2 (中のみ)	75.0
	自己の進路を選択する意欲が高まっているか	将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合(%)	81.3	83.8
			65.5	70.5
1-3 豊かな心の育成	子どもたちの自己肯定感や自己有用感が育成されているか	「自分にはよいところがある」と思う児童・生徒の割合(%)	78.4	81.4
			67.5	74.5
		「人の役に立つ人間になりたい」と思う児童・生徒の割合(%)	94.2	95.2
		93.2	94.3	
1-4 健やかな体の育成	健やかな体を育てる教育が推進されているか	毎日、朝食を食べる児童・生徒の割合(%)	93.6	95.1
			89.1	92.7
		小学校給食(副食)の残食率(%)	2.0	2.0
		体力合計得点の平均値の向上(男女平均値)(点)	52.6	55.0
			45.2	46.2
	「運動やスポーツをすることが好き」と回答する児童・生徒の割合(男女平均)(%)		88.4	90.4
			80.5	84.5
1-5 子どもたちの人権を守る教育の充実	自他の人権を尊重する教育が進められているか	人権教育研修講座受講者アンケートにおいて「学校内外で広めることは有意義である」という項目に肯定的評価をする教職員の割合(%)	97.0	100
		「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と思う児童・生徒の割合(%)	96.4	100
			95.8	100

【基本方針2 学びを支えるセーフティネットを構築します】

施策	指標の考え方	指標	実績値 (R元年度)	目標値 (R6年度)
2-1 多様なニーズに対応した教育の推進	一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導がなされているか	支援を要する児童・生徒の課題改善率（％）	91.8	94.0
		日本語指導が必要な児童・生徒において、「授業の内容がわかる」と回答する割合（％）	-	80.0
2-2 教育相談および教育支援体制の充実	児童・生徒に対し、きめ細かな指導体制ができていないか（教育支援体制の充実）	SSW対応児童・生徒の課題改善率（％）	29.2	35.0
		児童・生徒に対し、きめ細かな指導体制ができていないか（教育相談の充実）	相談者の課題改善率（％）	86.3
2-3 学びと育ちの経済的支援	経済的に困窮している家庭の子どもが、安心して学び成長できる支援制度が活用されているか	就学援助認定児童・生徒の割合（％）	24.03	実績値の推移をもって評価検証

【基本方針3 生涯にわたって学びを重ね、人生を豊かに生きられる環境を整えます】

施策	指標の考え方	指標	実績値 (R元年度)	目標値 (R6年度)	
3-1 人生100年時代を見据えた生涯学習社会の実現	地域の情報拠点として、利用者のニーズや地域、時代の要請等を踏まえた資料の収集、保存、提供がされているか	市民一人あたりの蔵書点数（点）	2.79	3.34	
		生涯学習の活動を経験している市民が増えているか	生涯学習施設で実施する講座等の参加者数（人）	92,995	111,000
		生涯学習施設で実施した講座の修了生の成果発表者数（人）	-	1,340	
		図書館の入館者数（人）	827,859	830,000	
3-2 都市の魅力と人々の活気を高めるスポーツの振興	スポーツをする市民が増えているか	スポーツ施設の利用者数（人）	883,866	995,000	
3-3 歴史資産などの保全・活用・発信	歴史・文化遺産を活用し歴史的価値の発信が行えているか	文化財情報の発信件数（件）	46	52	
		文化財のさらなる保護・活用が進んでいるか	指定文化財の件数（件）	121	130
		郷土への愛着が育まれているか	ボランティア活動への参加人数（人）	345	350

【基本方針4 地域とともに、社会の変化に応じた教育環境をつくります】

施策	指標の考え方	指標	実績値 (R元年度)	目標値 (R6年度)
4-1 教育環境の整備・ 充実	ICTの活用や教育の 情報化が推進されて いるか	児童・生徒のICT活用を指導 できる教員の割合(%)	58.9	70.0
	学校施設の設備が時 代の変化に対応して いるか	エアコン未整備特別教室(理科 室、技術・家庭科室)保有学校の 解消(校)	29	0
		小学校給食調理場のドライ化率 (%)	50.0	57.1
4-2 学校における指 導・運営体制の充 実と働き方改革の 推進	学校における働き方 改革が進んでいるか	教員の時間外勤務時間の縮減 (時間)	29.4	30.0
	教職員の指導力が向 上しているか	「授業の内容がわかる」と回答 する児童・生徒の割合(%)	85.8	86.3
			77.0	78.0
4-3 児童・生徒の安全 確保	学校の安全性が確保 されているか	各学校危機管理マニュアルの点 検・見直しを実施した学校の割 合(%)	-	100
4-4 学校・家庭・地域の 連携・協働の推進	地域とともにある学 校づくりが推進され ているか	保護者や地域の人との協働によ る活動を行った学校の割合(%)	78.6	83.5
			73.3	78.3